

## 契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したもので、ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。

「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、全労済までお問い合わせください。なお、加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「ご契約のしおり・契約規定」をお送りいたしますので、ご一読され、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

2017年9月版

(ホームページ用)

## こくみん共済 ご契約のてびき

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済  
個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

こくみん共済	各事業規約に該当する共済商品名称
終身生命共済	▶ 終身医療総合5000、 終身医療5000、終身医療3000、 終身医療追加2000、終身介護サポート
個人長期生命共済	▶ 定期医療総合5000、 定期生命300
熟年定期生命共済	▶ シニア総合タイプ、 シニア医療タイプ
傷害共済・ 個人賠償責任共済	▶ シニア傷害安心タイプ、 シニア傷害安心H(ハーフ)タイプ

## 契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

### ご加入にあたって

出資金を払い込み、各都道府県生協の組合員となった方が契約者になることができます。  
ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または全労済が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

### 被共済者(加入者)になることができる方

1.契約者、契約者の配偶者(内縁関係にある方を含みます。  
ただし、契約者または内縁関係の方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)  
2.同一生計で、契約者または契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)  
※同一生計とは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。  
※個人賠償責任共済においては、被共済者は共済金請求ができる方のことをいいます。個人賠償責任共済の保障対象となる被共済者の範囲はホームページを参照ください。  
なお、共済商品タイプごとに加入できる年齢・保障内容は異なります。詳しくはホームページを参照ください。

### 共済掛金(掛金)の払込方法について

掛金の払込方法は、月払いになります。  
初回掛金の払い込みについては、P.4「契約の成立と効力の発生について」をご覧ください。

### 共済期間(契約期間)と共済契約(契約)の自動更新について

■終身医療総合5000・終身医療5000・終身医療3000・  
終身医療追加2000・終身介護サポート

契約期間は終身です。

■定期医療総合5000・定期生命300

契約期間は10年～25年です。

※ご加入時の年齢から満80歳になった直後の契約満期日までの期間となります(更新はできません)。

■上記以外のタイプ

- 契約期間は1年です。契約を更新することにより共済商品タイプごとに定める保障年齢(移行タイプがある場合は、その移行タイプの保障年齢)まで継続できます。同じタイプで引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。
- 次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。
  - 加入者が医学的な観点からみて不必要的治療を繰り返しているとき
  - 加入者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
  - 加入者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
  - 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に対して共済金等(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
  - その他、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる(1)から(4)までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき

### 一部のご職業について

1.すべてのタイプについて

保障開始日において次の職業に従事されている方は、契約のお引き受けをすることができません。

- 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

※加入後にこれらの職業に従事した場合は、契約を更新できないことがありますので、直ちに全労済までご連絡ください。  
これらの職業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

2.終身医療総合5000・定期医療総合5000・終身医療5000・終身医療3000・終身医療追加2000

次表A、B、Cの職業に従事されている方は、総合医療共済・新総合医療共済とあわせて入院日額5,000円を超えて加入することはできません。

3.終身介護サポート

次表A、Bの職業に従事されている方は、新総合医療共済の定期介護プラン(介護保障特約付総合医療共済を含みます)に加入されている場合は加入できません。

#### 4.定期生命300

(1) **次表A**の職業に従事されている方で満55歳から満60歳の方は、新せいめい共済の定期生命プラン、せいめい共済(2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約)と合わせて基本契約、災害特約共済金額ともに500万円、**次表B**の職業に従事されている方は、基本契約共済金額1,500万円、災害特約共済金額500万円、**次表C**の職業に従事されている方は、新せいめい共済の定期生命プラン、せいめい共済(2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約)と合わせて基本契約、災害特約共済金額ともに1,500万円が限度となります。

(2)満61歳から満70歳の方は、**次表A、B、C**いずれの職業に従事している場合でも、基本契約、災害特約共済金額ともに500万円が限度となります。

5.シニア医療タイプ・シニア総合タイプ・シニア傷害安心タイプ・シニア傷害安心H(ハーフ)タイプ

**次表のA、B**の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。また、**次表C**の職業でその運転業務中に生じた不慮の事故および交通事故の場合には入院・通院・部位症状別傷害・災害長期入院一時金・手術共済金はお支払いできません。

A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

#### 契約できる限度について

##### 1.各タイプ共通

一人の加入者が同じタイプには複数加入できません。

※一部の職業に従事されている方(**P.1「一部のご職業について」**で、ご確認ください)の加入額を制限することがあります。

##### 2.長生きあんしんプラン・終身医療5000について

■終身医療総合5000・定期医療総合5000・終身医療5000

新総合医療共済などの入院日額と合計して加入できる入院日額に限度があります。

加入年齢	(ア)*1 終身医療5000 終身医療総合5000 終身医療プラン	(イ) 定期医療総合5000 定期医療プラン 定期介護プラン 総合医療共済*2	(ア)・(イ)の通算
満15歳～ 満60歳			15,000円
満61歳～ 満70歳	10,000円	10,000円	10,000円
満71歳～ 満75歳	5,000円	加入できません	5,000円

\*1 終身医療3000、終身医療追加2000を含みます

\*2 2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約

※重度障がいの状態の方は、(ア)(イ)通算して入院日額5,000円が限度です。

※終身医療5000・終身医療3000・終身医療追加2000は、新総合医療共済の終身医療プラン<ベーシックタイプ>に加入されている方は加入できません。

#### ■終身介護サポート

(1)介護共済金月額に限度があります。

終身介護サポートと新総合医療共済の定期介護プランは、年齢によって通算での限度額が異なります。

加入年齢	(ア) 終身介護サポート	(イ) 新総合医療共済の定期介護プラン	(ア)・(イ)の通算
満55歳～ 満60歳	30,000円	45,000円	75,000円
満61歳～ 満70歳			45,000円
満71歳～ 満75歳		加入できません	30,000円

※終身介護サポートは、新総合医療共済の終身介護プランに加入されている方は加入できません。また、重度障がいの状態の場合、終身介護サポートには加入できません。

#### ■定期生命300

基本契約共済金額(死亡共済金額)および災害特約共済金額(不慮の事故による死亡の共済金額の上乗せ分)について、加入に限度があります。

##### (1)基本契約共済金額

定期生命300と新せいめい共済の定期生命プラン、せいめい共済(2006年4月末までに発効した個人長期生命共済の契約)の死亡共済金額を合計して3,000万円まで(ただし、満61歳から満70歳の方は500万円まで)

##### (2)災害特約共済金額

災害特約の共済金額は、定期生命300と新せいめい共済の定期生命プランの災害特約共済金額、せいめい共済の災害特約および災害死亡・後遺障害特約共済金額を合計して1,500万円まで(ただし、満61歳から満70歳の方は500万円まで)。また、終身共済マインド、新せいめい共済の終身生命プランの災害特約共済金額と通算して2,000万円が限度

※重度障がいの状態の方は、基本契約、災害特約共済金額ともに500万円が限度です。

※全労済のその他の共済商品にすでにご加入の方については、加入額を制限させていただくことがあります。詳しくは全労済へお問い合わせください。

#### 割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剩余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。

※個人賠償責任共済は除きます。

#### 共済金受取人について

1.共済金受取人は契約者です。

2.1.にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

(1)契約者の配偶者

(2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです）

(3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5)(3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、加入者の同意および全労済の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

3.個人賠償責任共済は被共済者です。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

### 共済金のご請求について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金が請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。

※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

### 共済金を減額してお支払いする場合

事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

- 1.当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響
- 2.当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響

### 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります（賠償責任に関わる共済金は免責となり、お支払いできません）。

### 契約期間の中途中で変更する事柄について

契約期間の中途中で、掛金の額等を変更する場合があります。この場合には、厚生労働大臣の認可を得て契約者にお知らせします。

## 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

### クーリングオフについて

契約申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。詳しくは全労済までお問い合わせください。

### 加入申込書・質問表の記入および健康診断書の提出について

1.申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記

入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2.申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者（契約者）に通知します。

3.契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

申込書に申込日（告知日）の記入がなかった場合は、申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日（告知日）とします。

①全労済窓口：全労済の窓口受付日

②金融機関窓口：金融機関の窓口受付日

③郵送：消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、全労済受付日を申込日（告知日）として取り扱います。

4.健康診断書の提出について

終身医療総合5000・定期医療総合5000・定期生命300へのお申し込みにあたっては、申込書「質問表」への回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。

※ご提出いただく健康診断書は、次表にてご確認ください。

(1)「終身医療総合5000」・「定期医療総合5000」にお申し込みの場合

加入2年以内の新総合医療共済の入院日額と「終身医療総合5000」もしくは「定期医療総合5000」の入院日額を通算して10,000円を超える場合、次表に記載する健康診断書を提出していただきます。なお、過去2年以内に新総合医療共済の共済金額を増額された場合には、その増額分も前記の金額に含めます。

(2)「定期生命300」にお申し込みの場合

①～③のいずれかに該当される場合、次に記載する健康診断書を提出していただきます（この健康診断書も加入引受の判断の際、必要な書類となります）。

①満66歳以上の方

②満61歳以上満66歳未満の方で、死亡・重度障害共済金の額が「定期生命プラン」と通算して300万円を超えるとき

③満55歳以上満61歳未満の方で、死亡・重度障害共済金の額が「定期生命プラン」と通算して1,500万円を超えるとき

※②、③は過去2年以内にご加入された額と通算します。なお、過去2年以内に共済金を増額された場合には、その増額分も前記の金額に含めます。

(3)「終身医療総合5000」・「定期医療総合5000」・「定期生命300」にお申し込みの場合

(1)(2)のほか、「一部のご職業に従事されている方」または「重度障がいの状態の方」は、健康診断書を提出していただくことがあります。

＜ご提出いただく健康診断書の種類＞

次のいずれかのコピーを提出してください。

①勤務先の定期健康診断書

②基本・特定健康診査結果表

③人間ドック成績表

※これらの健康診断書等は告知日（申込日）から1年以内に受診されたときのものとなります。なお、申込書を提出される際に、告知日（申込日）から1年以内に受診されたときの健康診断書等がお手元にない場合には、全労済にお問い合わせください。

## 契約の成立と効力の発生について

全労済が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

### 1.申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

契約の効力は初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から発生(発効)します。

※申込書のご提出が初回掛金の払込日よりも遅くなられた場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。

※初回の掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、全労済窓口あるいは全労済の指定した金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。

### 2.口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合(郵送加入)

契約の効力は**申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効)**します。

※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

## 2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

1.口座振替(口振)は、毎月28日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えします。掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末
上記以外の場合	当月の月末

2.払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

## 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

詳しくは全労済までお問い合わせください。

## 共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。

1.すべての共済金	(1)加入者の犯罪行為(賠償責任に関する共済金を除きます) (2)加入者・契約者・共済金受取人の故意 (3)一部の職業において、業務中の事故 (P.1「一部のご職業について」をご確認ください) (4)契約が解除された場合 (5)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合など
2.死亡・重度障がいを原因とする共済金	(1)発効日(増額分は更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為 (2)発効日前の傷害または病気を原因と

	して重度障がいの状態となったときなど
3.不慮の事故を原因とする共済金	(1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 (3)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないものなど
4.交通事故を原因とする共済金	(1)3.の(1)~(4) (2)道路以外の場所における車両の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの (3)人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの (4)「駐車中」の事故など
5.病気を原因とする共済金	(1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)加入者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (4)発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院および手術および先進医療など
6.賠償責任に關わる共済金	(1)同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任 (2)暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (3)職務従事に起因する損害賠償責任 (4)被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任 (使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます) (5)心神喪失に起因する損害賠償責任 (6)自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任など
※右記については、共済金は重複して支払いません。	(1)災害障害共済金(重度障がいのみ)と災害死亡共済金 (2)重度障害共済金と死亡共済金 (3)原因の異なる入院が重複する期間の共済金

## 契約の無効について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
  - 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
  - 加入者が発効日または更新日にP.1「被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
  - 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ
  - 申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
  - 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
  - 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ

- 2.個人賠償責任共済は、付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき、契約は無効となります。
- 3.すべての共済において契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたときは、契約は無効となります。
- ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします（**3.**の場合を除きます）。

### 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者（個人賠償責任共済の場合、主たる被共済者）または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

\*支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

\*取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

### 契約の解除について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
- 1.共済金受取人（個人賠償責任共済は、被共済者または共済金を受け取るべき人）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
  - 2.契約者、加入者または死亡共済金受取人（個人賠償責任共済は、契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人）が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
  - 3.契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力<sup>\*1</sup>に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>\*2</sup>を有していると認められるとき
  - \*<sup>1</sup>「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - \*<sup>2</sup>「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
  - 4.他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
  - 5.前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
  - 6.契約者または加入者（個人賠償責任共済は、主たる被共済者）が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
  - ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
  - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
  - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返

しません。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

### 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- 1.加入者が死亡したとき
- 2.加入者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金が支払われた場合に限ります）

### 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めるすることができます（個人賠償責任共済を除きます）。詳しくは全労済までお問い合わせください。

### 掛金の生命保険料控除について

こくみん共済の掛金は、一部分を除き生命保険料控除の対象となります。控除に必要な証明書は契約者ごとに毎年10月ごろに発行します。

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者\*、その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。

\*内縁関係にある方は対象となりません。

\*シニア傷害安心タイプ、シニア傷害安心Hタイプは、掛金全額が控除の対象になりません。

### 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、全労済へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 1.契約者または加入者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます）
- 2.契約者の住所を変更したとき
- 3.加入できない職業に従事したとき
- 4.続柄が変更となったとき

### 解約と解約返戻金について

1.契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。全労済所定の解約届を提出してください。

※終身医療追加2000は終身医療3000が、終了（無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅）するとき、あわせて終了となります。

- 2.終身医療総合5000・終身介護サポート  
できる限りお手頃な掛金で終身保障を実現するために、解約返戻金を死亡共済金額までとしました。そのため、契約を解約したり、契約が失効した場合の解約返戻金は、死亡共済金額を限度としてお支払いします。
- 3.定期医療総合5000・定期生命300  
死亡共済金額を限度として、解約返戻金をお支払いします。
- 4.終身医療5000・終身医療3000・終身医療追加2000  
できる限りお手頃な掛金で終身保障を実現するために、解約返戻金をゼロ（0円）とした共済商品です。そのため、契約を解約したり、契約が失効した場合の解約返戻金はありません。
- 5.その他のタイプ  
解約返戻金はありません。

## お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品・各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

### ○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

### ○医療機関等について

全労済は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することができます。

### ○再共済(再保険)について

全労済は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することができます。

### ○契約等の情報交換について

全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することができます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

## 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

### 1.苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「**全労済 お客様相談室**」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

#### ◆全労済 お客様相談室

- 専用フリーダイヤル 0120-603-180
- 受付時間 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始除く)
- ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

### 2.裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

#### ■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- 電話 03-5368-5757
- 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)  
※ただし、自動車事故の賠償にかかるものはお取り扱いしておりません。

## 組合員について

### 1.組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### 2.届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

### 3.自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

### 4.法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

### 5.除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
  - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
  - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

## ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。